

契 約 書 (案)

広島県を甲とし、〇〇〇〇を乙として、甲と乙は、次のとおり賃貸借契約を締結した。

(目的)

第1条 乙は、その所有する次の物件（以下「賃貸借物件」という。）を第2条に定めるところにより設置するとともに甲に賃貸し、甲は、これを賃借することを約した。

1	品 名	三原港湾ビル仮設建物等 1棟
2	規 格	別紙 仕様書のとおり
3	借入場所	広島県三原市城町三丁目1番1

(賃貸借物件の設置)

第2条 乙は、この契約及び設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件の設置が完了したときは、直ちに甲に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 甲は、前項による検査の結果不相当と認めるときは、乙に手直しを命ずることができる。

(賃貸借の期間)

第3条 この契約の期間は、令和8年9月1日から令和10年3月31日までとする。

(賃貸借料)

第4条 賃貸借物件の賃貸借料は、別紙支払内訳書のとおりとする。

(賃貸借料の支払)

第5条 乙は、1か月ごとにその期間満了後の賃貸借料を甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に別紙支払内訳書のとおり賃貸借料を支払うものとする。

2 甲は、前項の支払期限までに乙に賃貸借料を支払わないときは、甲は、乙に支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの遅延日数1日に応じて、未払の賃貸借料につき年3.0パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した額の遅延利息を支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

(賃貸借物件の引渡し)

第7条 乙は第3条の賃貸借期間の初日までに賃貸借物件を使用できる状態にして、甲に引き渡すものとする。

(賃貸借物件の保守、修繕等)

第8条 乙は、賃貸借物件を甲が常時良好な状態で使用できるようその保守・修繕を行わなければならない。

(保険)

第9条 乙は、賃貸借物件の賃貸借期間中、必要な保険料を負担するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき理由により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(催告解除)

第 11 条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

3 第 1 項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、賃貸借期間に係る賃借料合計額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、解除の原因がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

4 甲は、第 1 項の規定による契約の解除に伴い、損害を被ったときは、乙に対して損害賠償金の支払を請求することができる。

(無催告解除)

第 12 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の全部を解除することができる。

(1) 債務の全部が履行不能であるとき。

(2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の一部を解除することができる。

(1) 債務の一部が履行不能であるとき。

(2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 項の規定による契約の解除をすることができない。

4 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、第 1 項及び第 2 項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第 13 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第

45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 第11条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。

(2) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 第11条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(追完請求)

第16条 甲は、引き渡された賃貸借物件が規格又品質に関して設計図書の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、甲が指定する方法により賃貸借物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、同項の規定によ

る履行の追完の請求をすることができない。

(代金減額請求)

第 17 条 引き渡された賃貸借物件が契約不適合である場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第 1 項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 項の規定による代金の減額を請求することができない。

(担保責任の期間の制限)

第 18 条 引き渡された賃貸借物件が契約不適合である場合において、甲が当該物品が契約不適合であることを知ったときから 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲はその不適合を理由として第 11 条及び第 12 条に規定する契約の解除又は違約金の請求、第 16 条に規定する履行の追完の請求並びに第 17 条に規定する代金の減額の請求をすることができない。ただし、乙が納入のときにその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(賃貸借物件の返還)

第 19 条 甲は、賃貸借期間が満了したとき又は第 12 条から第 15 条までの規定によりこの契約が解除されたときは、賃貸借物件を速やかに返還するものとする。この場合において、当該返還に要する費用、賃貸物物件の撤去及び土地の原状回復は、乙の負担とする。

(権利義務の譲渡などの禁止)

第 20 条 乙は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第 21 条 乙は、この契約の履行に関して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(実地調査など)

第 22 条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から 5 年間は、同様とする。

(疑義の解決)

第 23 条 この契約の履行について疑義を生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

令和8年〇〇月〇〇日

甲 広島県広島市中区基町 10-52
広島県知事 横田 美香 印

乙
印

個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による賃貸借物件の設置及び賃借（以下「物件の設置・賃借」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、物件の設置・賃借に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、物件の設置・賃借を行うために個人情報を収集するときは、当該物件の設置・賃借の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、物件の設置・賃借に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、物件の設置・賃借に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失・き損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知・監督)

第6 乙は、物件の設置・賃借に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中・退職後において、物件の設置・賃借に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、物件の設置・賃借を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他甲が定める場所の外に持ち出してはならない。

(複写・複製の禁止)

第8 乙は、甲の承諾があるときを除き、物件の設置・賃借を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(物件の設置・賃借の再委託などの禁止)

第9 乙は、物件の設置・賃借の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第10 甲は、この個人情報取扱特記事項に違反したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(資料等の返還等)

第 11 乙は、物件の設置・賃借を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(取扱状況の報告・調査)

第 12 甲は、必要があると認めるときは、物件の設置・賃借を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

(事故発生時における報告等)

第 13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第 14 物件の設置・賃借の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

令和9年度	10月	<u>¥</u> _____ .-	<u>(¥</u> _____ .-)
	11月	<u>¥</u> _____ .-	<u>(¥</u> _____ .-)
	12月	<u>¥</u> _____ .-	<u>(¥</u> _____ .-)
	1月	<u>¥</u> _____ .-	<u>(¥</u> _____ .-)
	2月	<u>¥</u> _____ .-	<u>(¥</u> _____ .-)
	3月	<u>¥</u> _____ .-	<u>(¥</u> _____ .-)